



EUにおけるAI規則案

2021年5月17日
弁護士 木津 嘉之

1. AI規則案と検討経緯

2. AI規則案の特徴

3. AI規則案と関連する制裁

4. AI規則案の主な論点/留意点

1. AI規則案と検討経緯:

■ EUのAI規則案:

- Proposal for a Regulation laying down harmonised rules on artificial intelligence (Artificial Intelligence Act)

⇒趣旨: EU市場に上市され、利用されるAIシステムが、安全で、基本権及びEUの価値観に関する既存の法令を尊重すること等を目的

■ 主な検討経緯/ 今後の流れ:

- 2018年4月: 欧州委員会がAIに関する方針を公表
- 2020年2月: 欧州委員会によるAI白書公表とパブコメ
- 2021年4月21日: 欧州委員会によるAI規則案の提案
- 2022年後半: 議会/EU理事会における審議の上、規則案の発効を目指す

2. AI規則案の特徴:

■ Regulation (規則)としての提案:

- EU法: Regulation, Directive, Recommendation等
- ⇒ AI規則案は、GDPR同様、Regulationの形式を採る
- ⇒ すべての加盟国に対して直接適用される

■ リスクベースアプローチ:

- 次ページ参照

■ 事前規制:

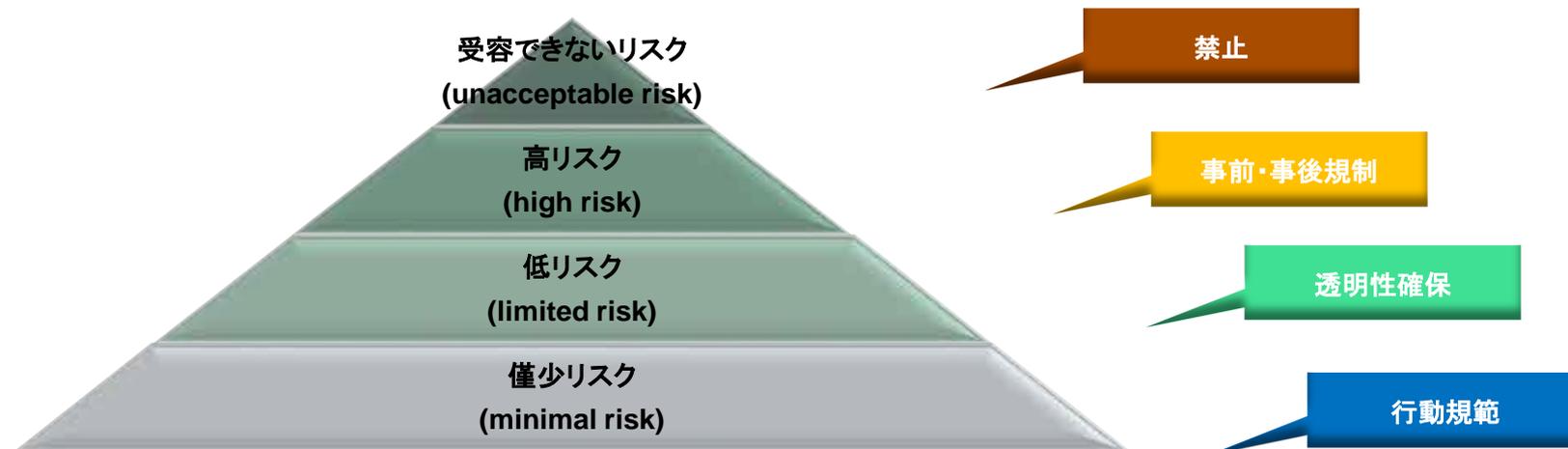
- 高リスクAIのうち一定のもの(顔認証含む)は第三者適合性評価を受ける必要性

■ 制裁: 後記3.を参照

2. AI規則案の特徴:

■ リスクベースアプローチ:

- リスクの大きさ(Unacceptable、High、Limited及びMinimal 4分類)で分けて規制



⇒ Unacceptable(許容できない)リスクを明確化 (e.g.サブリミナル、自然人の信頼性評価、一定の法執行目的のリアルタイム遠隔生態認証)

⇒ High(高)リスクに該当する行為が広い又は今後追加される可能性 (e.g.遠隔生態認証、リクルート選考、移民管理利用)

3. AI規則案と関連する制裁:

■ 制裁に関する条項:

- EU加盟国が定める罰則の他、EU競争法、GDPR違反と類似の制裁金の定め

■ 制裁金と対応する違反行為:

制裁金の金額	対応する違反行為
前年度における世界売上高の最大6% 又は3000万ユーロのいずれか高い金額	<ul style="list-style-type: none">• 許容できないリスクを伴う禁止違反• 高リスクを伴うAIのデータガバナンスに関する義務違反
前年度における世界売上高の最大4%又 は2000万ユーロのいずれか高い金額	<ul style="list-style-type: none">• 上記以外のAI規則案違反
前年度における世界売上高の最大2%又 は1000万ユーロのいずれか高い金額	<ul style="list-style-type: none">• 監督機関への不正確、不完全又は誤解を招く情報の提供

4. AI規則案の主な論点/留意点:

■ 急速に発展するAI技術についてのBalanced Approach:

- 基本権/EUの価値観 ⇔ イノベーション/ 産業界の過度な負担の回避

■ 適用範囲/定義/規範のブラッシュアップ:

- 曖昧な定義 (e.g. “AI”, “high-risk”) – 今後広がりうる規制対象行為確保の要請
- 実現可能な規範 (e.g. “data sets shall be ... free of errors and complete”)
- その他(地理的適用範囲/透明性等)

■ 第三者評価に係る事前規制の導入とその範囲:

- 適合性評価に関する第三者(Notified Body)による認証

⇒留意すべき日本企業へのインパクト:

- 制裁金及び事前規制による欧州での事業活動(提供者又は利用者としての日本企業)への影響
- 予見可能性の高い規制の整理が望まれる

西村あさひ法律事務所

〒100-8124

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー

電話 03-6250-6200 (代表)

FAX 03-6250-7200